

市町村の特殊詐欺等消費者被害防止のための取組

(平成27年6月)

市町村名	事業名等	事業内容等
長野市	広報紙での啓発	・特集記事(年3回)での啓発を予定
	市HPでの啓発	・ホームページに特殊詐欺に関する注意喚起の記事を随時掲載する。
	消費者行政活性化事業	・住民自治協議会等の地域の団体が開催する講演会へ、専門講師を派遣し、特殊詐欺などの消費者被害防止の啓発を実施
	出前講座・啓発冊子配布	・出前講座で被害防止を啓発するとともに、昨年度作成した啓発冊子を配布
	新聞での啓発	・週刊長野及び長野市民新聞に啓発記事を掲載(毎月1回)
	放送媒体での啓発	有線共設協会及び川中島町有線放送(共に隔月放送)で、被害防止の啓発を実施 ・SBCトイーゴビジョンでの啓発(毎日放映)
	くらしの安心サポーターを通じた啓発	・長野市くらしの安心サポーター(22名)を通じて、地域へ啓発冊子を配布
	消費者団体への協力	・市内消費者団体が配布する啓発グッズの作成の協力
	回覧板での啓発	・全戸へ回付する回覧板の紙ばさみファイル本体へ、特殊詐欺被害防止に関する記事を印刷
松本市	街頭啓発	・悪質商法・特殊詐欺等被害防止のために啓発活動を行う。(松本駅前、商業施設等)
	消費者被害防止の路線バス車体広告	・市内循環バス6台に、悪質商法・特殊詐欺の被害防止のための標語を入れ啓発を行う。
	特殊詐欺等被害防止チラシの全戸配布	・悪質商法・特殊詐欺の被害防止のために全戸配布チラシを作成し、町会を通じて配布する。
	一人暮らし老人悪質商法等被害防止ステッカー配布	・一人暮らし老人の消費者被害等の被害防止のため、ステッカーを作成し、民生委員を通じて配布する。
	悪質商法等被害防止ポケットティッシュ作成	・悪質商法等被害防止のポケットティッシュを作成し、出前講座、街頭啓発、老人大学、窓口等で配布する。
	広報媒体等を利用した注意喚起	・広報、市ホームページ、安心ネットでの悪質商法・特殊詐欺等の注意喚起を行う。
	消費生活展パネル展示	・国民生活センターの「見守り新鮮情報」等を活用してのパネル展示を行う。
	出前講座	・悪質商法・特殊詐欺等の被害防止のため、寸劇等を交えた出前講座を行う。
上田市	《緊急対策》 緊急メール配信及び有線放送の実施、文字放送の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話を認知した都度、登録されている市民の皆様へ緊急注意情報を配信し、同時に毎日3回放送する有線放送での広報、行政チャンネル、USVを活用した文字放送における注意喚起を実施中(緊急時、随時)
	《緊急対策》 緊急講演会の開催	・特殊詐欺被害が急増したことから、上田市防犯協会総会時(5月21日)に、緊急講演として上田警察署生活安全課長による特殊詐欺被害防止講演会を実施し、リーフレットを配布、親戚、近所等への声かけを呼びかけた。

上田市	民生児童委員等と連携した高齢者見守り活動	・民生児童委員、包括支援センター等の高齢者見守りネットワークの皆さんの協力を得て、独り暮らしの高齢者宅への訪問声かけ、リーフレットの配布を昨年から引き続き行う。
	自治会長による「特殊詐欺アドバイザーリーダー」活動	・地域のリーダーである自治会長に対し、特殊詐欺被害防止アドバイザーリーダーとして委嘱し、自治会内で相談を受けた際における警察への通報等の助言指導や、各種会合等で特殊詐欺被害防止の呼びかけを行っていただくなどとして、連鎖的に県民運動を展開していく。
	特殊詐欺被害防止研修会の開催	・防犯協会、警察、各種団体との連携による防犯関係団体及び市民対象の研修会を7月1日に開催し、高校生によるオレオレ詐欺編の演劇を行う。
	特殊詐欺被害防止及び消費者被害防止の出前講座の開催と各種イベントでの街頭啓発活動	・従来から実施していた生活安全関係の出前講座に加え、本年度から設置運営している消費生活相談員による出前講座も実施し、特殊詐欺のみならず各種の消費者被害に対する啓発を実施する。 ・市内の各種イベント開催時における街頭啓発活動を実施する。
岡谷市	広報紙への被害防止のワンポイント情報の掲載	・広報誌への被害防止情報の掲載(2カ月に1回)
	消費者の会による出前講座への協力	・岡谷市消費者の会によるパネルシアターの出前講座の支援、協力
	HPでの啓発	・市ホームページへの啓発の掲載
	警察と防犯関係者との合同啓発	・警察と市防犯協会連合会による「身近で発生する犯罪・交通事故発生ゼロ対策チーム」のメンバーにより、年金支給日に合わせて市内金融機関前での啓発活動
飯田市	職員、小中学校、保育園に対する情報提供	・見守り新鮮情報等のチラシを活用し、庁内各課回覧による情報提供を実施 ・各課に対し、主催する集会、講座、イベント等で特殊詐欺被害防止のための広報・啓発活動を依頼(27年2月より随時)
	市民から寄せられる特殊詐欺に関わる事案の情報収集	・庁内の各課に寄せられる特殊詐欺と思われる相談、通報の報告を求め、相談者への対処法の教示、関係機関との情報共有、市民に向けた注意喚起等、事案ごとに求められる対応を実施(27年2月より継続)
	地域における特殊詐欺被害防止の研修用DVDの配布	・金融犯罪を中心にその実例が分かりやすく再現された全国銀行協会制作のDVDを、協会の承諾を得て各地区に提供し、会合等の際に短時間の研修として位置付けて視聴し、特殊詐欺被害の実態を住民に周知する手段としての活用を依頼(4月10日)
	地元警察署及び地元金融機関防犯協会との協定の締結	・特殊詐欺被害の撲滅に向けて、警察署、金融機関、行政の3者が協定を締結。協定書の調印式を行った。(4月27日)
	自治体・金融機関防犯担当者特殊詐欺被害撲滅会議	・地元警察署主催の会議に参加し、近隣町村行政担当者と金融機関の特殊詐欺対応担当者による情報交換を実施。(5月12日)
	街頭啓発活動	・年金支給日に市立病院敷地内において、地元警察と協働し啓発チラシ及びグッズを配布して注意を呼びかけ。(4月15日)
諏訪市	金融機関店頭啓発活動	・年金支給日(偶数月15日)に金融機関の店頭において、リーフレット等を配布するなどの街頭啓発を実施
	広報紙による啓発及び相談窓口の周知	・広報誌に特殊詐欺など消費者被害の事例を掲載して全戸配布し、市民に注意を呼びかけるとともに、消費生活センターの連絡先を周知(毎月1日発行)

諏訪市	防災無線を利用した呼びかけ	・年金支給日の前日夕方に防災無線を利用して被害防止の注意喚起を実施
	消費生活センターの設置	・相談体制強化のため、平成27年4月1日より消費生活センターを設置し、消費生活相談員を1名から2名に増員
須坂市	高齢者宅へチラシを配布	・交通安全運動に関連して高齢者宅を訪問し、チラシを配布
	広報紙、HPによる注意喚起	・市報5月号及び6月号に特殊詐欺の事例などを紹介し注意喚起を実施(随時掲載予定)
	啓発出前講座の実施	・5月に高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法に関する出前講座を実施(随時開催予定)
	イベント時のチラシ配布	・各自治会で開催される「敬老の日」記念行事などの催事にて参加者に啓発用チラシを配布。
	啓発チラシの隣組回覧や公民館への掲示	・「くらしまる得情報」「ながの金融だより」等のチラシを各戸にみてもらえるように隣組回覧を利用するとともに、公民館にも掲示して周知
	広報媒体を利用した緊急の啓発	・詐欺被害の報告を受け、防災無線やメールマガジン、ツイッターを用いて迅速に市民に向けて情報発信(随時)
	金融機関前での啓発活動	・須高防犯の日と年金支給日に合わせ、金融機関前で啓発チラシの配布と呼びかけを行う啓発活動を実施予定(10月)
	啓発グッズの配布	・架空請求、振り込め詐欺の注意喚起のポケットティッシュなどの啓発グッズを制作し、市内銀行窓口、公民館等の市施設や成人式、防犯の会議にて配布(年間)
	注意喚起を利用した回覧板の使用	・クーリングオフに関する情報や特殊詐欺の注意喚起の内容を印刷した回覧板を本年度も引き続き使用し周知(年間)
	横断幕の掲示	・特殊詐欺に関する注意喚起を掲載した横断幕を制作し、庁舎外壁に掲げ注意喚起を強化(8月頃予定)
小諸市	通話録音装置の貸与	・特殊詐欺や悪質商法による被害を防止するために、希望する高齢者等に通話録音装置を貸与(平成27年度中)
	特殊詐欺・悪質商法被害防止ステッカーの配布	・特殊詐欺や悪質商法による被害を防止するために、電話器や玄関ドアの内側等に貼るステッカーを全戸配布(H27年度中)
	防災行政無線での被害予防の啓発放送	・不審電話があったなど、市民から情報提供された際に、被害予防のため啓発放送を実施(随時)
	広報での啓発活動	・「消費者トラブル情報」として、特殊詐欺や悪質商法に遭わないための情報提供を実施(随時)
	出前講座の開催	・各地区から要望があった際に、職員や消費生活相談員が区へ出向き、消費者トラブルに巻き込まれないための講座を実施(随時)
	若者への啓発	・成人式参加者へ啓発チラシを配布(毎年1月) ・市内2校の高校卒業予定者への啓発冊子の配布(1～2月)
伊那市	啓発活動	・チラシの配布(全戸への回覧及び配布、高齢者向け文書へのチラシの同封) ・出前講座による啓発 ・庁内で情報を共有し、各課開催会議での啓発を依頼
	情報の発信	・広報誌への記事の連載 ・有線放送、CATV等による定期的な発信 ・緊急時のメール、有線放送等による緊急放送
	高齢者向け通話録音装置の貸出し事業	・平成27年度にモデル的に実施し、効果を検証する。(6月補正見込み)

駒ヶ根市	有線放送の実施及び緊急街頭啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、警察署からの依頼により、4月から5月末まで防災放送で注意喚起を週2回放送 ・出前講座を積極的に推進
	録音機器の貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ・留守電機能がない電話機を利用して、以前詐欺被害に遭われたことのある高齢者宅や、昼間高齢者一人になり希望される家庭に、録音機器の貸し出しを行う。
中野市	特殊詐欺等消費者被害防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域老人クラブや生きがいデイサービス等において、注意喚起を実施 ・高齢者が参加する市内イベントでの啓発活動 ・H26年度に作成した回覧板での啓発活動 ・広報誌、ホームページ、音声告知放送及び文字放送での注意喚起(随時) ・消費者講演会の実施 ・消費者被害防止用DVDを購入し、地域に貸出し
大町市	啓発活動及び啓発用チラシ等配布	<ul style="list-style-type: none"> ・5月の消費者月間に合わせ、おおまちかわら版にて注意喚起記事を掲載し全戸回覧、市役所ロビーにて被害防止啓発ポスター等の掲示 ・老人クラブ等での出前講座実施予定(6月) ・暴力追放・交通安全推進市民大会において、特殊詐欺等に関する掲示予定(7月) ・成人式にて啓発冊子等配布予定(8月) ・講師を招き「特殊詐欺」についての講演会を予定(9月) ・市民ふれあい広場において啓発DVD上映及び掲示予定(10月) ・啓発チラシを作成し、全戸配布予定
飯山市	市報への記事掲載と防災無線を通じての呼びかけ 出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市報に「安心・安全消費生活」と題して啓発記事を掲載 ・防災無線を使った注意喚起を随時実施 ・消費者トラブル等をテーマにした出前講座を、希望のあった集落の集まり等へ出向いて実施
茅野市	特殊詐欺等抑止電話器接続装置無料貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の高齢者世帯を対象に、電話器に接続する抑止装置の1年間の無料貸出事業を実施 ・100台を上限に広報誌等で設置者を募り、設置は消費生活センター職員が行う。(5月7日から)
	金融機関啓発チラシ配布	<ul style="list-style-type: none"> ・市長をはじめとする職員で、年金支給日にあわせ銀行等金融機関で啓発チラシを配布する。
	民生委員への依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員会議にて、各地区民生委員代表へ啓発用グッズ及びチラシを配布し、担当エリアでの啓発活動を依頼する。
	広報紙への掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ちの7月号へ、特集ページを掲載
	自治会等での依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政区及び自治会にて、地域福祉の活動団体と協力した啓発活動を実施
	市庁舎でのDVD上映	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺防止の啓発DVDを市民課窓口で放映
	出前講座の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・要請のあった団体へ職員を派遣し、啓発に伴う出前講座を実施し、高齢者クラブ会員相互の啓発を依頼
	メルマガ等での情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ及び茅野市メールマガジンで啓発情報を発信
	啓発ポスターの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設及び市内の大型店舗等へ啓発標語の大型ポスターを掲示する。
市社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会・地区サービスセンターと連携して、高齢者の見守り活動の推進を図る。 	

茅野市	コミュニティ放送での啓発	・コミュニティ放送(ビーナch、LCV、FM)を活用しての啓発活動を実施
塩尻市	広報媒体を利用した啓発	・市広報紙、市ホームページ及び市防災無線を活用して、最新情報の提供を行い啓発を図る。(随時) ・広報誌5月1日号では特集記事を掲載
	出前講座の実施等	・特に特殊詐欺に遭いやすい高齢者が集まる会議、福祉施設、地区防犯会議等へ出向き、消費生活、特殊詐欺被害防止の出前講座を実施(随時)
	啓発チラシの配布	・区長会、民生児童委員会、公民館町会等各種会議において、啓発チラシを配布し啓発を図る。(随時)
	クリアファイルの作成	・消費生活、特殊詐欺被害防止啓発クリアファイルを作成し、出前講座等の機会に配布し啓発を図る。(5月7日2,500部作成)
	職員研修会の開催	・特に被害に遭いやすい高齢者宅を日常業務で訪問する福祉部門の市職員、社会福祉協議会職員を対象に塩尻警察署と連携して研修会を開催(5月28日)
佐久市	ホームページへの掲載	・特殊詐欺に対する注意喚起を掲載
	広報「佐久」への掲載	・特殊詐欺に対する注意喚起を掲載
千曲市	千曲市特殊詐欺防止対策本部の設置	・年始から被害が多発したため、3月20日に副市長をトップとする「千曲市特殊詐欺防止対策本部」を立ち上げ、それぞれの課があらゆる機会を捉えて市民への注意喚起を行うこととした。(～6月末まで)
	市民に対する注意喚起	・広報誌、ホームページへの掲載 ・チラシの回覧、全戸配布 ・千曲警察署からの依頼による屋外注意喚起放送 ・広報車による市内巡回注意喚起 ・休日の屋外注意喚起放送 ・循環バス、駅、医療機関等へのポスター掲示 ・イベント会場における啓発用ティッシュの配布
	各種団体に対する働きかけ	・防犯協会に、市が作成したチラシの配布を依頼 ・区長会連合会等の場で、チラシ等の配布とともに千曲警察署員による講話
	出前講座の実施	・区長会連合会、老人クラブ連合会等の場で、消費生活センターによる出前講座の利用を促すチラシを配布
東御市	広報紙への掲載	・月1回掲載
	地元FMラジオに出演	・月1回出演
	地元会合に啓発講演	・要望があった地区に対し随時講演
	福祉部署と連携した啓発活動	・要望があった際に、チラシ・啓発品等を配布
安曇野市	地域から詐欺被害をなくすための啓発活動	・地域へ出向いての出前講座や学習会・家庭訪問等、地域から詐欺被害をなくす活動を実施していく。 ・広報誌や防災行政無線を通しての市民への啓発活動は、継続して実施
佐久穂町	広報紙及び無線放送の実施	・町の広報誌へ注意喚起のチラシを掲載したり、無線放送を使い注意喚起を呼びかける。(随時)
	出前講座等啓発活動の実施	・各種団体や地区の集会での出前講座を実施していく。

川上村	防災行政無線及びケーブルテレビによる注意喚起の実施	・警察からの情報提供に基づき、特殊詐欺被害及び前兆電話について、行政防災無線、ケーブルテレビによる注意喚起を実施する。
南牧村	啓発活動	・啓発チラシを広報誌とともに全戸配布 ・村内ケーブルテレビを利用した注意喚起の実施 ・地域包括支援センターへ、高齢者への啓発チラシの配布を依頼
南相木村	村内放送の実施	・前兆電話等の報告が村民よりあげられた場合に、村内放送にて注意喚起を行う。
北相木村	有線放送及びCATV文字放送での注意喚起	・特殊詐欺の被害防止のため有線放送及びCATV文字放送での注意喚起を実施する。
軽井沢町	町HPへの掲載	・県の特種詐欺非常事態宣言発令に伴い、町のホームページに啓発記事を掲載し、現在も継続している。
	高齢者、障害者への注意喚起	・高齢者、障害者と接触の多い他課(保健福祉課等)と連携し、お宅訪問時や接することがある時には、特殊詐欺等に十分気をつけてもらうようパンフレット等の配布や声かけを実施
御代田町	啓発チラシの配布	・特殊詐欺等が急増していることから、町内全戸へ啓発チラシの配布を実施(28年1月以降を予定)
立科町	街頭啓発活動	・大型スーパーにおいて消費者の会による被害防止啓発活動(5月18日)
	有線放送による啓発	有線放送(昼・夜)による被害防止啓発(5月22日)
	町広報誌による啓発	「特殊詐欺等消費者被害防止」記事掲載予定
長和町	告知放送等による啓発活動の実施	・町の文字放送(テレビ)、広報誌等に啓発活動(随時) ・高齢者等が参加する行事での啓発活動 ・民生児童委員等による高齢者宅への訪問活動 ※啓発チラシの配布と声かけ活動
下諏訪町	街頭啓発の実施	・消費者の会がほぼ月例で行っているレジ袋削減運動の際に、特殊詐欺防止を呼びかけ、啓発用のチラシを配布する。
	HP・行政無線等による広報	・不審な電話や勧誘などの情報が合った場合は、迅速に広報し町民に注意喚起を行う。
富士見町	消費者被害防止対策機器導入補助事業	・電話による消費者被害防止のため、高齢者世帯を対象に通話録音装置の導入を図り、被害防止の一助とするため、機器導入に関する経費の一部を補助する。
原村	広報啓発	・有線放送を利用した注意喚起を定期的に行う。
	街頭啓発	・消費者の会が実施する月1回のマイバック調査に合わせて街頭啓発を行う。(補助金で作成したポケットティッシュ等を配布)
	見守りネットワーク組織の拡充強化	・昨年度まで、消費生活サポーターを今年度は確保し、子ども高齢者安全対策ネットワーク会議に積極的に参加していただき会の強化を図っていく。
辰野町	講習会の実施	今年度中に消費生活サポーターと共同で寸劇を実施(予定)
	関係機関との連携体制の構築	・平成27年度に関係機関との連携体制を構築し、情報を共有しながら啓発活動等を実施する。(予定)
箕輪町	啓発用パンフレット作成・配布	・高齢者対象啓発用パンフレットを作成し、配布予定
	寸劇で啓発	・町消費者の会総会の時に、「消費生活サポーター」による寸劇で啓発を行った。

箕輪町	回覧用チラシで啓発	・町広報誌の発送時に、啓発用チラシを回覧用として配布(昨年から継続、月1回)
飯島町	有線テレビの行政放送	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、有線テレビの行政放送内で注意喚起の啓発を実施。(5月11日)
	防災無線での注意喚起放送	・警察署の要請により、注意喚起の放送を防災無線で実施(3月29日～5月31日までの間、週1回)
南箕輪村	北殿衛生部消費者被害講話	・北殿衛生部出前講座実施、特殊詐欺被害防止ミニ講座実施(参加者60名)
	南原社協消費者被害講話	・南原社協出前講座実施、伊那警察署と協力して特殊詐欺被害防止講話も実施(参加者20名)
	3制度説明会時消費者被害講話	・3制度説明会の開催前にミニ講座として消費者被害、特殊詐欺について説明を実施(毎月1回、参加者10～15名)
	高齢者交流事業消費者被害講話	・高齢者交流事業実施時に消費者被害防止講話を実施(参加者311名)
	消費者契約トラブル啓発パネル展示	・村民センター掲示用パネル設置(一般用)
	成人式啓発冊子配布	・新成人に啓発冊子の配布による啓蒙活動を実施
	消費者被害防止冊子配布	・中学生向け消費者トラブル防止パンフレットの配布 ・インターネットトラブルに関するパンフレットの全戸配布
中川村	啓発活動	・自主番組の放送による啓発(5月) ・広報誌へ啓発記事の掲載及び啓発チラシの配布による注意喚起の実施(随時)
松川町	有線放送による注意喚起の実施	・近隣で特殊詐欺による被害が発生した場合や、不審な電話が町内で確認された場合など、随時、有線放送にて情報提供するとともに注意喚起を実施する。
高森町	隣組回覧や広報誌による呼びかけ	・毎月発送する町文書で啓発期間を中心に防止の呼びかけを実施(8日及び18日発送)
	有線放送での緊急啓発	・町内や近隣市町村の事案発生の情報により、防犯担当と共同で有線放送を活用し、緊急啓発を行い注意喚起(随時)
	県政出前講座の活用	・民生児童委員を対象に、飯田消費生活センターの職員を講師として実施。DVD上映と講話による学習
阿南町	有線放送の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話が町内及び近隣自治体で発生した場合、有線放送で注意喚起を1日3回放送する。
根羽村	防災無線、ケーブルテレビによる注意喚起等の実施	・特殊詐欺の被害が県内で発生した際に、防災無線にて注意喚起文を放送 ・悪徳商法等の被害に遭わないよう定期的に放送 ・ケーブルテレビでは、講演会やセミナー等のお知らせを実施
売木村	ケーブルテレビ文字放送の実施	・特殊詐欺の前兆事案の発生に伴い、村のケーブルテレビ文字放送で注意喚起を実施(H27.7～H27.9 期間中随時)
泰阜村	広報無線による放送	・消費者月間の5月に注意喚起の無線放送を数日実施
	CATVによる周知	・CATVによる放送を1週間実施
	チラシの配布	・民生委員、福祉関係者等による高齢者宅へのチラシの配布
喬木村	特殊詐欺被害防止啓発のCM作成と放映	・村駐在所、消費者の会と協力し、啓発CMを作成して、村のCATVにて放映予定
大鹿村	DVDの活用	・消費者被害防止啓発DVD「信州だまされない宣言」を村のCATVで随時放映

上松町	情報無線、広報誌及びCATVによる啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・情報無線、広報誌による注意喚起 ・CATVによる啓発を実施予定
	高齢者運動教室、サークル活動での啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の参加するサークル活動でリーフレットを配布し、被害防止を呼びかける。
南木曾町	無線放送の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺前兆電話が急増したことに伴い、無線放送で注意喚起を実施
木祖村	老人クラブ総会における啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・村内3地区で開催された老人クラブ総会でマイクロファイバークロスを配布し、啓発を行った。(4月5月)
木祖村	民生児童委員に対する周知	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回開催される民生児童委員協議会定例会において、「見守り新鮮情報」を配布 ・郡内で事例が発生した場合には、詳細を説明し民生児童委員やケアマネージャー等に対する啓発を実施 ・民生児童委員から相談があった際の聴き取りの実施(昨年度から継続)
麻績村		<ul style="list-style-type: none"> ・無線による特殊詐欺の手口、被害状況、年金機構からの情報流出関連からの被害防止について啓発を実施(6月中) ・広報誌に、特殊詐欺についての啓発文を掲載 ・老人クラブの全体役員会で、特殊詐欺被害に関するチラシを配布して啓発を実施(年2回) ・不審な電話・ダイレクトメール等の情報や問い合わせがあった際には、無線放送や広報誌で速やかに周知 ・高齢者世帯及び一人暮らし世帯を対象に、特殊詐欺の手口をまとめたチラシを作り、民生児童委員から直接配布する。
山形村	広報、ホームページ等掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページに掲載をして、住民に注意を促す。 ・必要に応じ、県の消費生活センターを紹介する。
筑北村	有線放送の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増した時等に、安曇野警察署より放送依頼があり有線放送を実施
池田町	広報等による注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等の配布、放送による注意喚起、広報誌による事例紹介などを実施予定
	民生児童委員の訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員による高齢者世帯を中心とした個別訪問を実施予定
松川村	防災無線の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺被害や前兆電話があった場合、随時防災無線を通して村内に注意喚起を促す。
	啓発チラシ・啓発グッズの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシや啓発グッズを保健センター職員、ディサービス職員、民生委員等を通じて高齢者の方に配り、特殊詐欺についての理解を深めてもらう。
白馬村	無線放送及び個別受信機への緊急啓発放送の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害及び前兆電話が発生した場合に、無線放送で注意喚起を毎日3回実施した。 ・広報誌へ親戚・近隣への声かけを呼びかける啓発活動を実施した。
坂城町	さかきまちすぐメールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲警察署と協定を結び、特殊詐欺前兆電話等が発生した際に、登録メールにて注意喚起を行う。
高山村	広報及び情報無線による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・6月広報啓発掲載 ・情報無線は、定期的に放送する他、須坂警察署より管内に不審な電話があった場合に無線の依頼が来るので、随時緊急対応放送を実施
山ノ内町	有線放送の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害及び前兆電話報告があった際に、有線放送で注意喚起を放送する。
	金融機関でのパンフレットの設置と啓発チラシの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・町内金融機関窓口カウンターに啓発パンフレットを設置 ・町消費者の会とATM出入り口で啓発チラシを配布

山ノ内町	広報紙への啓発掲載	・年6回、町広報誌へ掲載する。
	悪質商法・振り込め詐欺防止協力員による啓発活動	・協力員の研修会を年2回開催し、各地区で啓発活動を実施
木島平村	特殊詐欺被害防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌に特殊詐欺被害防止の記事掲載 ・ケーブルテレビで特殊詐欺の手口と予防方法に関するDVDを放送し注意喚起する。 ・ケーブルテレビで消費者の会と共同収録した紙芝居を放送し、注意喚起する。 ・地域老人クラブにおいて「特殊詐欺の手口と予防方法」について講話 ・出前ディサービス(19地区)で、「特殊詐欺の手口と予防方法」について講話 ・啓発チラシの全戸配布 ・村高齢者学級「せつこ塾」教養セミナーにおいて県の出前講座「特殊詐欺の現状と被害防止」を実施 ・民生児童委員による高齢者世帯への啓発活動
野沢温泉村	有線放送の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、有線放送で注意喚起を定期的に放送する。
	広報紙による啓発	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、広報誌で毎月注意喚起を行う。
	啓発チラシの配布	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、啓発チラシで注意喚起を定期的に配布する。
	民生児童委員との協力連携	・担当地区訪問時、啓発チラシの配布、声かけ等で注意喚起を行う。
飯綱町	広報紙及び防災無線放送による住民への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に広報誌と防災行政無線により住民へ注意喚起を実施する。 ・定期的に町交番が発行する啓発チラシの全戸回覧